

内部通報者への報復的人権侵害を繰り返す銀行を許すな！

あおぞら銀行の社会的責任を問うたたかいを 支援する決議

あおぞら銀行（旧・日本債券信用銀行）で教育担当に任命されていた伊藤さんは、同僚の遺産相続問題に対する銀行業務ルールに反した行為を、コンプライアンス統括部に通報しましたが何ら改善されませんでした。

銀行は、逆に通報した伊藤さんに対して、過去6年前から現在に至る9項目の「関係上司の恣意的な判断による問題事項」を中心に「懲戒事由に該当する」として、脅しをかけてきました。

伊藤さんは、不当な処分を回避するために全国金融産業労働組合（略称・金融ユニオン）に加入し、懲戒事由の説明を求める交渉を行いました。銀行はその説明を回避し、組合加入後の第1回目の団体交渉で決めた第2回目の団体交渉日程の直前に要件を一切伝えることなく呼び出し、10月30日に一方的に懲戒処分を強行してきました。

さらに、この不合理な処分に対して、過去の横領の件など詳細に指摘した上で抗議すると、今度は、銀行ルールに反する評価方法による低評価を押し付け、2階級降格、配置転換を示唆し、退職勧奨を行ってきました。

金融ユニオンは、あおぞら銀行のこれら不当労働行為の救済を求めて、2021年3月29日、東京都労働委員会へ申し立てを行いました。銀行は、救済申し立てを無視するかのように、同年4月1日に、2階級降格と合わせて、「隔離部屋」でひとりレポート業務を行わせるという人事異動を強行しました。

東京都労働委員会では、現在、労使双方の書面の提出が終わり、証人尋問の日程が決められる段階を迎えています。

金融ユニオンは、この間、団体交渉を求め続けていますが、銀行は第3回の団体交渉を最後に、コロナ禍を理由に昨年1月以降リモート団交にしか応じないとして、実質上団体交渉を拒否し続けています。

多額の公的資金を受けて再生したあおぞら銀行には、より高い企業の社会的責任が求められています。人権侵害行為をただちに中止し、内部通報者への報復をやめるのは、社会の要請でもあります。

私たちは全国・地域の仲間と力を合わせ、あおぞら銀行争議の解決を求めて支援を強化します。

以上、決議する。

2022年1月23日
全国金融労働組合連合会
第16回中央委員会